

令和 2 年第 5 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 2 年 5 月 2 5 日)

召集年月日 令和2年5月25日（月）

召集の場所 里山文化交流センター活動室

開会 令和2年5月25日 午後4時00分

閉会 令和2年5月25日 午後4時25分

出席農業委員（8名）

3番 松尾 豊 6番 菅原節夫 7番 松宮重信（職務代理）
10番 早川和夫（会長） 11番 谷口浅雄 12番 細川正博
13番 瀧下光生 14番 田中久博

欠席委員（6名）

1番 松井厚雄 2番 渡邊典子 4番 桑田一広
5番 塩野鐘吉 8番 古池洋子 9番 岩崎誠一

出席事務局

次長 小西 守 書記 藤原昭洋 早川与志樹

提出議案

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

事務局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番 松井委員、2番 渡邊委員、4番 桑田委員、5番 塩野委員、8番 古池委員、9番 岩崎委員 の6名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和2年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 松尾委員さんと6番 菅原委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長

議案第12号は、〇〇〇〇の〇〇〇の農地を〇〇の〇〇〇が賃借権を設定し駐車場に転用するものであります。詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案第12号資料説明)

この申請につきましては、申請者は現在近隣に駐車場を所有していますが、その土地に共同住宅を建設することに伴い、新たな駐車場が必要になったことによるものでございます。申請地の農地区分につきましては、申請地から300m以内に若狭本郷駅があることから、福井県農地関係事務処理要領において市街地の区域内にある農地として、原則農地転用できる第3種農地に区分されますので、転用は可能と判断いたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長

本案につきましては20日に田中委員と現地を確認いたしました。申請地は平成29年に農地変換が行われ、現況は畑地として利用されておりました。隣接する農地は令和2年第3回の農業委員会で審議した農地で、4月28日付で福井県知事より転用許可を受けていると事務局から聞いております。その他に隣接農地もなく、第3種農地に区分されることから転用は問題ないものと判断しました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議長　　日程3 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長　　はい、議長

議案第13号は、〇〇の〇〇〇の農地を〇〇〇〇が賃借権を設定し駐車場に転用するものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

書記　　はい、議長

(議案第13号資料説明)

この申請につきましては、〇〇〇〇は現在近隣に賃貸借契約を結んでいる駐車場がありますが、次回の更新が見込めないことから、新たな駐車場が必要になったことによるものでございます。申請地の農地区分につきましては、申請地から300m以内におおい町役場があることから、福井県農地関係事務処理要領において市街地の区域内にある農地として、原則農地転用できる第3種農地に区分されますので、転用は可能と判断いたします。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

田中委員

はい、議長

本案につきましても谷口委員と現地を確認いたしました。申請地は現在耕作されていますが、土地所有者が今後耕作する意思がないと事務局から聞いています。また隣接に農地もなく、第3種農地に区分されることから転用は問題ないものと判断しました。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員

資料の写真では侵入口のところに建物が建っているが問題ないか。

事務局

現在、建物はなく砂利敷きとなっているため、問題ない。

細川委員

資料の配置図では侵入口までに民地を通らなければならないが、問題ないか。

事務局

この土地も駐車場として整備する計画であるため、問題ない。

議長

他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次長

・次回開催日報告

議 長 それではこれで、令和2年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。